法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-01-15

天城山葵における「荷札焼印」（「荷札焼印」出荷体制）の問題

KAWAKAMI, Makoto / 川上, 誠

(出版者 / Publisher)
法政大学地理学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
JOURNAL of THE GEOGRAPHICAL SOCIETY OF HOSEI UNIVERSITY / 法政地理
(巻 / Volume)
27
(開始ページ / Start Page)
11
(終了ページ / End Page)
21
(発行年 / Year)
1998-03-21
(URL)
https://doi.org/10.15002/00025736

〔法　政　地　理
J. Geogr. Soc. Hosei Univ.
27. p 11—21.　(1998. 3)〕

天城山葵における「荷札焼印」(「荷札焼印出荷体制」) の問題

川　上　　誠

Ⅰ　まえおき
Ⅱ　荷札焼印の確認
Ⅲ　荷札焼印の意義・役割
　1　荷札焼印の取り決め
　2　荷札焼印を核とする機能集団の形成
　3　荷札焼印の魔法性
Ⅳ　機能集団の差異とその後の変化
　1　大見口と狩野口の差異
　2　名主制の廃止と荷札焼印
　3　狩野口における産地仲買人の発生・荷札焼印体制の崩壊
　4　荷札焼印の存否と新規参入農家・小規模零細農家
Ⅴ　あとがき

Ⅰ　まえおき

伊豆天城の山葵については，地理学者[1]，歴史学者（地方史，林政史）[2]，民俗学者[3]，郷土史家[4]によってかなり多くの社会科学的研究がなされている。しかし，これらのなかで「荷札焼印」（荷札焼印出荷体制）にふれているものは全くないといってよかろう[5]。

荷札焼印とは江戸，明治，大正，昭和（戦前）にわたって江戸神田市場（後に築地市場）へ送った山葵の出荷篭（竹製の篭，大正初期から木箱）に添付した木制の出荷札（焼印を押した横2寸，縦1尺の杉板で，それに出荷先の問屋名，出荷者の居所，名前を墨書するもの）のことである[6]。そして「荷札焼印出荷体制」とは出荷札自体の役割・意義と出荷札を核として形成された集団の諸機能の総体というとらえ方をしている。

山葵の主産地である中伊豆町，天城湯ヶ島町では今日でも東京の問屋（青果会社）へ直接出荷するなど，問屋とのつながりが極めて強い[7]。これは荷札焼印体制の中で築き上げられたものである。

本稿では，天城湯ヶ島町と中伊豆町について，この荷札焼印と①江戸幕府，江戸市場との関係，②生産者・出荷者，出荷篭製造人，山葵運送人の組織化（荷札焼印を核とする機能集団の形成，その支配管理主体の違いによる機能集団の差異），③地元仲買人との関係，④江戸神田市場での独占的地位の確立と主産地形成の関係，⑤虚偽の地主化，特殊な小作関係，⑥荷札焼印の廃止と新規・零細・小規模山葵農家の置かれた状態の一端をみようとするものである。

Ⅱ　荷札焼印の確認

荷札焼印（荷札焼印出荷体制）は，これまで誰もふれることのなかった研究課題である。それ故に，まず荷札焼印の存在を確認（証明）する必要があろう。

そもそも伊豆天城の山葵栽培は享保年間（1716～35）にはじまったとか，延享元年（1744）に板垣勘四郎が有東木（現静岡市）より山葵苗を持ち帰り，それを植栽したのがはじりであるともいわれている。そして，江戸へ出荷し，天明年間（1781～88）に，そこで高い評価を得たといわれているが，この時代に荷札焼印が使用されたかどうか，証拠はまだ見当らない。それが確認できるのは文化4年（1807）からである。また荷札焼印は3地域で使用されていたことが確認できる。次の通りである。

(1)大見口8ヶ村（現中伊豆町＝旧筏場村・同貴僧坊村・同姫之湯村・同地蔵堂村・同原保村・同菅引村・同中原戸村・同戸倉野村）。

①文化4年（1807）『天城山山葵植附取極書印帳』

②弘化5年正月（1848）『天城山葵札控帳・原保村役人』
③明治4～8年（1871～75）『天城山葵極印札渡帳・原保村役場』
④明治15年（1882）『官林天城山山葵澤規約書・大見口根附地蔵堂村外7ヶ村』
⑤明治23年（1890）『大見山葵業組合』設立。組合規約の中に「荷札焼印」図示
⑥大正3年（1914）『大見山葵業組合』規約改正。「荷札焼印」図示
⑦昭和10年代の出荷札・実物

(2)狩野口3ヶ村（現天城湯ヶ島町＝旧湯ヶ島村長野組・同宿組・同大滝組・同西平組・同金山組・同茅野〈大滝組より分区〉，旧市山村，旧門野原村，持越旧門野原村より分区〉）
①文化9年（1812）『為取替申内済證文之事』
②天保2～弘化4年（1831～47）『山葵運永役山葵割返シ勘定帳・湯ヶ島村』
③明治4年（1871）『山葵焼印附立帳・湯ヶ島村』
④明治初期の荷札焼印・実物

(3)吉奈村（現天城湯ヶ島町吉奈地区）
①明治7年（1874）『山葵沢村限り規則書』
②「焼印」本体，現存

以上のことから天城山葵の出荷には，地域によって時代の違いはあるが，「荷札焼印」が文化4年から昭和（戦前）まで使用されていたことが確認できる。

Ⅲ　荷札焼印の意義・役割

1　荷札焼印の取り決め（2つの古文書より）

文化4年『天城山山葵植附取極書印帳』[8]によりれば，大見口8ヶ村（以下「8ヶ村」は省略）では①山葵の出荷篭には荷札焼印を付けて出荷しなければならない。②荷札焼印1枚に銀1匁支払うこと[9]③上記の金は「冥加」と「雑用（ぞうよう）」にあてる。④荷札焼印の管理，発行，配布等の業務は2ヶ村組の年番で，順ぐりとするというものであった。

一方，文化9年『為取替申内済證文之事』によれば狩野口3ヶ村（以下「3ヶ村」は省略）では①「記載なし」[10]。②荷札焼印1枚に銀3匁支払らうこと。③上記の金は「冥加」と「諸色入用（しょしきにゅうよう）」とする。残額は各戸に割り戻す。不足の場合は再徴収する。④荷札焼印は湯ヶ島村の名主が世話をするというようになっていた。

このように文化年間には，天城山葵の出荷に，荷札焼印が使われ，そして荷札焼印出荷体制が確

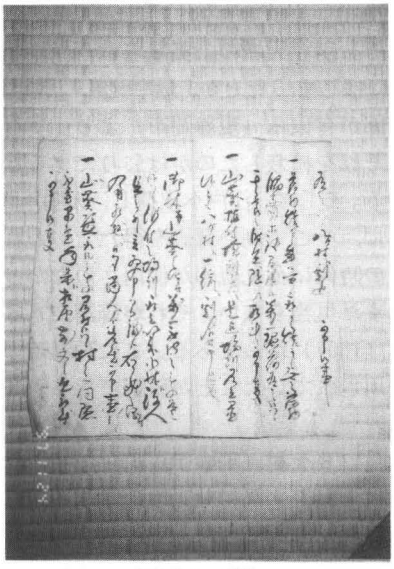

（本文の一部）

（表　紙）

※「用紙」のサイズが異なるのは焦点距離の違い。

立されていた（あるいは確立されつつあった）ということができよう。

2　荷札焼印を核とする機能集団の形成

大見口でみられるように，山葵の出荷篭にはそれぞれ荷札焼印を添付して出荷するよう強く規制されていた。

荷札焼印は天城産の山葵であることを証明するものであるが，この荷札焼印の意義・役割を強めたのが江戸幕府によるいわゆる「産地指定」であった。「神田青物市場の沿革」[11]，「神田市場史・上」[12]によれば，幕府「御膳所」は，御膳所買い上げの各種の青物（野菜）の産地指定を行っているが，その中で「山葵は伊豆地蔵堂村最寄」（地蔵堂村は現中伊豆地蔵堂地区）としている。

第1図のように幕府による各種青物の産地指定は全て江戸近辺である。唯一つ山葵だけが伊豆の天城山麓という遠隔の地である[13]・また，山葵だけについてみれば，伊豆天城よりも江戸に近い産地がなかったわけではない。武州多摩，相模がそれである。さらに駿河，武州多摩の山葵は歴史も古く[14][15]，早くから江戸市場に出廻っていたとみられる[16][17]。しかし，それらの産地をさしおいて伊豆天城が「産地指定」を受けているのである。

産地指定を受けるからには山葵の品質，形状が優れていたであろう。上記『神田青物市場の沿革』，『神田市場史・上』では，そのことについて山葵は省略されているが，『朝野新聞』（明治25年12月10日付）の「青物役所」には「山葵長さ3寸5分，周り2寸，1本16文」とあり，「これ以下の品物は買い上げない」としている。また佐藤信淵『草木六部耕種法』（天保3年＝1832）は「……武州多摩郡大澤村の……葅菜（わさび），……根の肥太（ふとる）ことは伊豆，駿河に如す……」といい，天城産，駿河産の山葵が優れていることを示している。

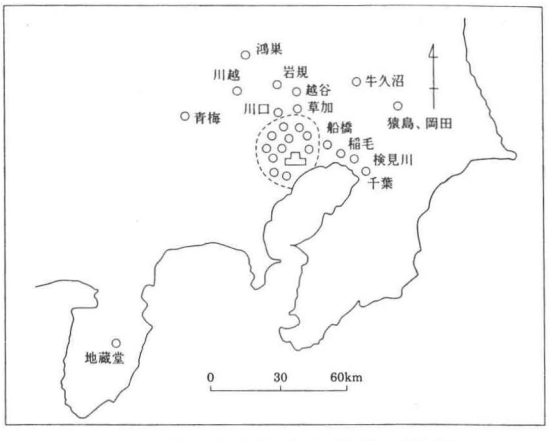

第1図　幕府産地指定図（青物・野菜）

幕府による産地指定の年代は今のところ確定しえない。しかし，産地指定が江戸市場で伊豆天城産山葵の名声をいっそう高め，高価格が保証されるようになったことは十分にうかがえる。そして高い名声の，すぐれた品質の天城山葵であることを「公式」に証明するものが「荷札焼印」であった。

大見口では，荷札焼印なしの出荷は許されず，出荷規制はきびしかった。その上，荷札焼印の札料支払らいが義務づけられていた。しかし，その一方，農民・出荷者は荷札焼印によって自分の出荷した山葵が江戸市場において銘柄品（高級品）であることが証明され，高価格が保証されるため荷札焼印を添付して出荷することが有利であり，この出荷体制に容易に組みこまれることになったのである。

こうして荷札焼印を核とし，生産者・出荷者はもちろん出荷篭製造人・運送人も含む機能集団が形成され，それが江戸商人（問屋）と交渉し，直接取引をする仕組を作り上げていったのである[18]。これが産地仲買人の介在（発生）を許さなかった根本原因である。ここでは仲買人による中間搾取が排除されてきたのであった。

駿河安倍（現静岡市）や武州多摩（現東京都奥多摩町）では仲買人の力が強く，多摩にあっては昭和20年代後半になって，やっとその一部を排除できたのであったが，大見口では仲買人の発生を全くみず[19]，狩野口でも大部分が江戸商人（問屋）との直接取引であった。

幕府による産地指定—銘柄保証—荷札焼印（銘柄証明）—高価格保証—機能集団形成—江戸商人（問屋）との直接取引—仲買人排除（中間搾取排除）という関係の中で，伊豆天城の山葵作農民は高収益を獲得し，主産地化を進めていったとみら

れる[20]。

3　荷札焼印の魔法性

ここでは主として大見口の場合をみる。狩野口も大筋は同じである。

大見口では，文化4年（1807），「八ケ村組合」が御林（天城山幕府直轄地）の地所を拝借（借地）し，それを各村に「高割平均割」[21]でもって配分した。荷札焼印業務は既述のように2ケ村組みの年番制をとったが，実質は「八ケ村組合[22]」が荷札焼印の支配管理（発行・配布），札料徴収，冥加上納だけでなく，地所の配分，山葵沢継年拝借願，新規拝借願などの業務，問屋との交渉などにあたり，また集団内部のとりまとめにあたる機能集団の中核であった。「八ケ村組合」から御林内の地所の配分を受けた各村では「開発人[23]」を決め，各開発人は荒地を開発し，山葵栽培を行った。

既に述べたように山葵の出荷に際して出荷篭ごとに荷札焼印を添付した[24]。出荷者は札1枚に銀1匁を八ケ村組合に支払ったが[25]，それは冥加と雑用にあてられたのであった。

山葵沢は「御林」内の地所を役所（幕府）から拝借（借地）したものであるから，荷札焼印の札料の中から役所（幕府）に上納する金は「冥加」であっても，それは借地料に相当するものである。しかし農民には荷札焼印に金（札料）を払う意識はあっても山葵沢の借地料（小作料）支払うという意識はほとんど生れてこない仕組みになっていた。冥加は山葵沢にかかってくるものではなく，荷札焼印の札料の中の一部として存在しているからである。まして，それを農民自身が直接支払らうのではなく，八ケ村組合に支払らった札料の中から分割して冥加を出す仕組みになっていたからなおさらであった。

中伊豆町，天城湯ケ島町に残されている田畑永代売渡証文には，多くが買方に対して「御年貢諸役等を勤める」ようにと書かれているが，山葵沢永代売渡証文には，年貢諸役などの文言は一切みられない。これは山葵沢は年貢ではなく冥加であるということの裏付けであるが，さらに中伊豆町，天城湯ケ島町，東伊豆町の山葵沢売渡証文200通ばかりのうちで，「冥加」の文字がみられたのは中伊豆町地蔵堂の石井家が所蔵する1通（万治元年〈1860〉の証文）だけである。農民たちは冥加も意識していなかったとみるのが正しい認識であろう。

こうして，ここに山葵沢（地所）の所有者である「幕府」と一次的借地者である「八ケ村組合」の姿が農民の眼から消し去られ，遂には二次的借地者である「開発人」がいかにも本源的な所有者の如く振舞うようになったのである。その具体的な事象は山葵沢の永代売買，年季売買，借金の質

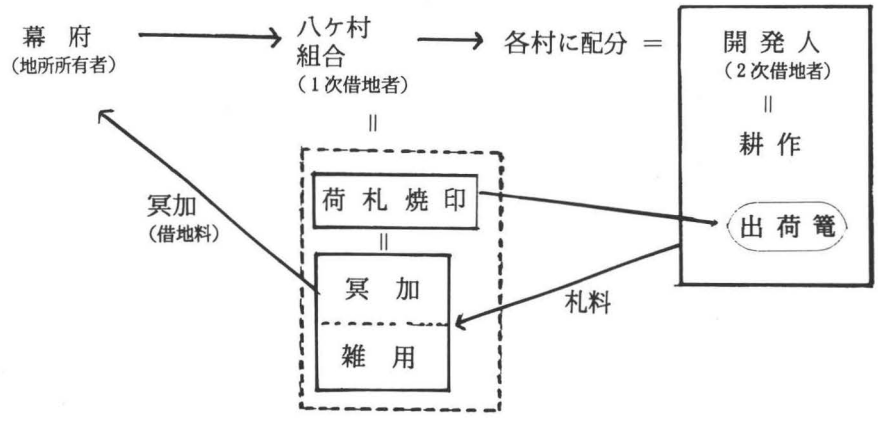

第2図　荷札焼印と山葵沢の権利関係（I）

地である。また，前述のような農民の意識である。これは単なる耕作権とはいえまい。農地改革前，一部の地方でみられた水田の「甘土権」にも似ているが，とにかく「虚偽の土地所有者」の発生といえよう。古老の何人かは「農地改革のとき，はじめて借地であることを知った」[26]ということであった。

役所（幕府）は天城山の林木には強い規制を加えたが，同じ天城山でも山葵には規制をおかず，冥加金だけを問題とし，山葵の栽培や経営内容にまでは立ち入ることはなかったといわれる[27]。このことも上記の展開を容易にした条件といえよう。

荷札焼印の「魔法性」をもう1つみることができる。前にも少しふれたように山葵沢の年季売渡証文（10～20数年）は非常に多い。これは二次的借地者がその山葵沢を第3者に又貸しすることから起る問題である。「又貸し人」は地主，「又借り人」は小作という形をとっているのである。

「小作」側から「地主」側へ支払われる小作料は高額であった[28][29]。さらに小作側は山葵の出荷に際して荷札焼印の札料を支払っているわけであるから「冥加」も負担している。つまり小作側は役所（幕府）への冥加上納（借地料にあたる）と「地主」への高額小作料支払とで，実質的には二重に借地料を支払っているのである。「地主」側は，本来，役所（幕府）の地所の借地者であるが，その借地料（現象形態としては冥加）は一文も支払らわず（小作側に支払らわせ），年季小作者から高額の小作料を取っているのである。荷札焼印出荷体制は以上のような不合理性も生み出していたのであった[30]

Ⅳ　機能集団の差異とその後の変化

1　大見口と狩野口の差異

天城山葵の生産地域では，荷札焼印を核として機能集団が形成されたが，荷札焼印の管理，支配，配布主体の違いによって，機能集団は性格を異にし，その後の山葵の流通（仲買人の発生），山葵業組合の設立，そして荷札焼印の使用存続にも違いをもたらしている。

大見口では，機能集団の中核は「八ケ村組合」にあり，2ケ村組みの年番で荷札焼印の業務を行う取り決めであった。それ故，各村々は平等の立場にあった（もっとも八ケ村内では村方役人など上層部が集団を支配運営していた）。

一方，狩野口（湯ケ島・市山・門野原の3ケ村）では，湯ケ島村の名主が荷札焼印の「世話」（業務）をしていた[31]・市山村，門野原村の名主は荷札焼印の支配・管理には関係なく（機能集団の中核ではなく），これら両村の山葵農家は自村の名

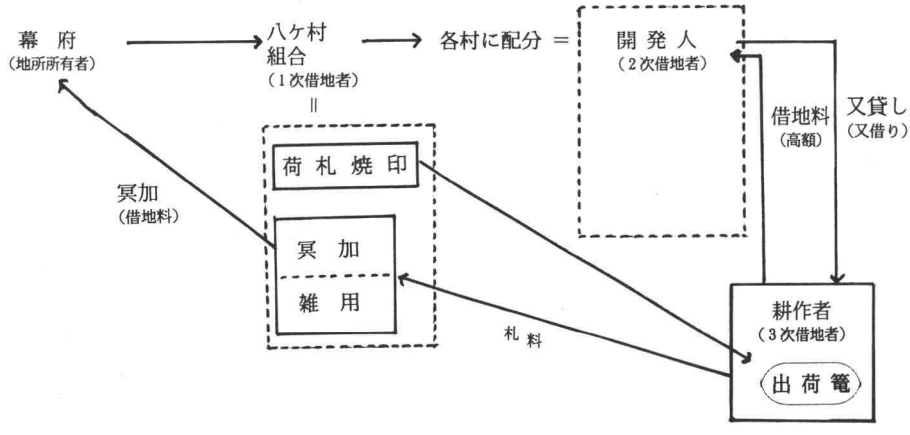

第3図　荷札焼印と山葵沢の権利関係(2)

主の頭ごしに，湯ケ島村名主を頂点とする機能集団に組み込まれたのであった。ここでは，湯ケ島村名主への一極集中型の機能集団であったといえる。

湯ケ島村名主への一極集中をある程度明らかにしてくれる数通の古文書が門野原小森家に所蔵されている。それによると文化9年（1813）以前，山葵は湯ケ島村の独占であった（理由は書かれていない)。それ故，山葵をめぐって湯ケ島村と市山村，門野原村の間に紛争が起った。その決着が前出の「為取替申内済證文之事」になるのであるが，これを契機に市山村と門野原村の農家も山葵栽培に参加するようになったのである。しかし，文化9年の時点で参加戸数は少なく，面積も小さかった[32]。その傾向は明治，大正，昭和と続いている。

2　名主制廃止と荷札焼印

明治維新により名主制が廃止されると（もっともしばらくは戸長制がとられるが)，大見口，狩野口の両機能集団の間には明瞭な差異が生れる。大見口では，一時的に組織のゆるみはあったが[33]，それをつくろい[34]，明治23年（1890）には「大見山葵業組合」が結成され[35]，機能集団が再編強化された。荷札焼印体制は一部修正され[36]，昭和17年まで維持され，存続してきた。

しかし，狩野口では山葵業組合は設立されず，昭和6年（1931）になってやっと設立されたのであった。この組合設立の主要因は出荷体制の再編強化というより山葵沢災害復旧資金・補助金等の受け皿，鉱山業者との交渉・対応に迫られたという側面が強かった[37]。

名主制の廃止後，山葵業組合の設立まで長年月のブランクがあった。それを役場が代行したとは考えられない[38]。しかし，すでに「荷札焼印の確認」の項でみたように，明治時代の荷札焼印の実物が残っている。それはいつだれが発行したものであろうか。

明治21年「山葵沢継年季御願」の控[39]，明治26年「山葵沢名寄台帳」[40]が残っている。これらには上層山葵農家からなる10名の「評議員」が選出されたことが記録されている。また，これら評議員が，各戸の山葵沢借地料決定の基礎資料の作成，継年季借地願（5ケ年ごと）等の事務処理をしていたことが判明する。しかし，そこに荷札焼印に関する記録や文言はみられない。また，荷札焼印を示す他の文書，記録は見当らない。

大見口では荷札焼印はほとんどの人が知っているが，狩野口では大部分の人が知らない。古老でも初めて聞いたという人に何人も出くわした。ここでは明治の早い時代から荷札焼印は使用されなくなっていたのであろう。それは名主を頂点とする機能集団の崩壊（より厳密には戸長制の廃止）と同時代であろう。今日，残されている荷札焼印は戸長制の時代のものであろう[41]。

3　狩野口における荷札焼印出荷体制の崩壊と産地仲買商人の発生

静岡県内務部・山葵協会「静岡ノ山葵」（昭和3年）に山葵の流通図がある。それを加工修正し，東京奥多摩を追加したのが第4図である。

大正末期に，大見口，狩野口では，山葵の全て，または大部分が生産者から問屋へ直接送られているが，安倍，奥多摩では仲買人が大きく介在している。この地域的相違は，既に荷札焼印を核とする機能集団（荷札焼印出荷体制）の存否にあるとみた。

ここでは，狩野口に，僅少ではあるが産地仲買人のみられることに視点をあてる。狩野口では明治維新の名主制廃止（戸長制廃止）後に荷札焼印が使用されなくなったとみた。それは同時に機能集団の崩壊であった。それ故に仲買人の発生は荷札焼印添付の出荷規制がとりはらわれた結果とも映るであろう。

明治22年（1889)，湯ケ島・長野組の浅田家は山葵7籠（35貫あるいは42貫目）を伊東・豆海丸取扱所を通して東京神田の問屋に送っている[42]。浅田家は，この時点では山葵沢をもっていない。さらに同家は明治24，25，26，27年に長野組持の「水沢郷沢」[43]の収穫した山葵を買い入れている。また湯ケ島・宿組の鈴木家も同所の山葵を買い付けている。これまでのところでは荷札焼印の廃止，機能集団の崩壊が産地仲買人の発生に

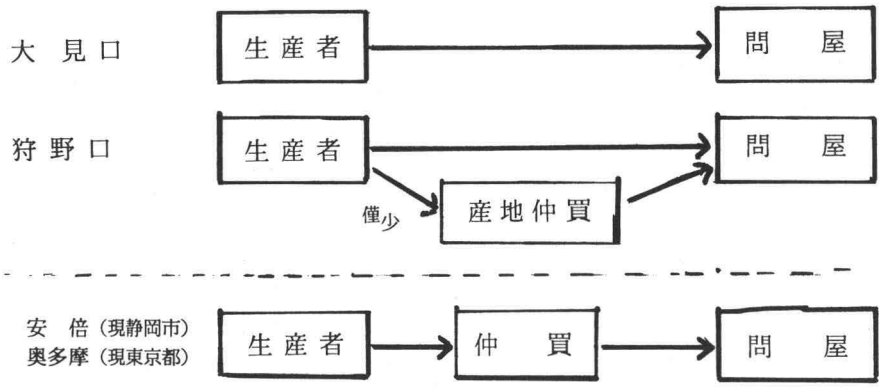

第4図 山葵の販売経路

結びついているようにみえる。

しかし，湯ケ島・金山組の杉山家が所蔵する古文書[44]によれば，「組山葵」(村落共同体が所有する郷沢の山葵)を嘉永3，5年(1850，52)に宿組の惣次郎，文久2年(1862)に矢熊村の太次右衛門，慶応2年(1866)同村角次郎，明治元年(1868)に大滝組の山崎屋[45]など計6軒に売っている。また前記宿組の鈴木家も江戸末期，明治初期に山葵の仲買をしていたという。同家に残されている「記帳」[46]にもそれを思わせる記録がある。この時代は，明治4年(1871)「山葵焼印附立帳・湯ケ島村」の存在からみて，荷札焼印出荷体制は機能していたはずである。しかし，すでにこの時，山葵仲買人が発生していたのである。

生産者から問屋への直接出荷，そのための荷札焼印出荷体制であったが，この時代に，その綻をみることができる。そして名主制(戸長制)の廃止後，それを再編し得なかったところに，大見口との違いをみることができる。それは，当初(文化年間)からの湯ケ島村名主への一極集中型の機能集団と湯ケ島村を含む7ケ村[47]の合併による上狩野村(明治17年，7ケ村連合役場，門野原村に設置，明治22年，7ケ村合併による上狩野村の誕生)のギャップ(とくに山葵沢「所有」に関して旧村間の大きい格差)，そして旧湯ケ島村を一方の極とする旧村間の対立・抗争とのからみである。

第1表は旧7ケ村(当時はまだ合併していないが)の山葵沢面積，戸数を示したものである。7ケ村の合併によって山葵栽培農家を全くもたない(機能集団とはかかわりのない)旧村が1つの行政地域を構成するようになっている。機能地域と行政地域の不一致である。一方，大見口(8ケ村が合併し上大見村となる)は機能地域と行政地域が一致している。

次は湯ケ島村が山葵沢面積，戸数で圧倒的地位を占め，同じ機能地域の市山村，門野原村でも僅かでしかなく，他の村でも極めてすくないことである。湯ケ島村は山葵生産で独占的地位を占めている。この点は文化年間から大きく変ることはなかったのである。

湯ケ島村の山葵独占に対する他村の羨望，それ

第1表 上狩野村合併前の山葵の状況

	戸数	面積 町	反	畝	歩	備考
湯ケ島	157	10	2	4	13	機能地域
市山	15		3.	9.	20.	〃
門野原	1			3.	04.	〃 他に郷沢2反15歩.
吉奈	24		9.	4.	13.	
月ケ瀬						
田沢						
矢熊	1			3.	12.	

明治15年「伊豆国天城山官林狩野口山葵澤一筆限地□帳」.
明治21年「反別野取絵図帳・吉奈村」より集計。

み，ねたみが強かったといわれる。また既にふれているが，行政地区内（上狩野村）において，旧湯ヶ島村を一方の極とし，他の旧6ケ村との間の対立・抗争が激しかった。文化年間における山葵沢・山葵栽培についての湯ヶ島村と市山村・門野原村との間の争い，上狩野村誕生当時の湯ヶ島村と他村との対立，明治35年の役場移転にともなう対立・抗争（最終決着は大正2年，湯ヶ島に役場設置）などで，「円満な村政をおこなうことはできなかった」[48]といわれる。

こうした状況下で，山葵業組合を設立することは，県庁への願い書には村長の上申書が必要であり，提出書類の基礎資料作成には村役場に依存することが多く，また栽培者の賛同も必要で，極めて容易ではなかったと考えられる。

さらに，これが最も重要な点であるが，古くからの山葵栽培上層農家はよい山葵沢を広くもち永年にわたって上質の山葵を定期的に出荷してきているため，江戸・東京の問屋は，これらの農家が出荷する山葵の品質をよく承知し，信用している。次のような話が残っている。築地の問屋では，出荷者の名前をみれば，その山葵がどこの山葵沢でとれた山葵か判るということであった。これらの農家にとっては天城産を証明してくれる荷札焼印はもはや必要としなくなっていたであろう[49]。それ故，ここでの組織は主として営林署との対応（借地料基礎資料の作成，山葵沢継年御願，新規開発願）だけの「評議員会」にとどまったのである。

荷札焼印を核とする出荷体制（機能集団）の崩壊は地元山葵仲買人の活動の場を拡げたであろう。仲買人は戦前に宿組だけでも5軒を数えている。そのうちの2軒は今日でも営業している。

4　荷札焼印の存否と新規参入農家・小規模零細農家

明治15年（1882），狩野口の山葵沢面積別農家数を計算すると，4畝以下の農家率は51.3%にもなる[50]。小規模・零細農家は山葵栽培の後発者，新規参入者に多い。かれらは一般に湧水から遠くはなれた下流部の山葵沢をもっている。山葵の品質，収量の劣る山葵沢が一般的である。

既に述べたように，古くからの大きい山葵農家は荷札焼印を廃止しても痛みを感じないであろう。問屋が山葵出荷農家を承知し，信用しているからである。問題は問屋と全く関係のなかった新規参入農家，また年に1，2度，少量の出荷ができるかどうかの，つまりまとまった「荷」のできない小規模零細農家である。問屋はこれらの農家の顔が判らず，品質も信用できないであろうし，入荷の予定も推し計れないのである。問屋にとってはあてにならない出荷者である。

天城産と他産地産では価格に大幅な差がある。荷札焼印は天城産の山葵であることを証明し，少量でも不定期出荷でも組織にのせてもらって出荷し，高値を保証してくれるありがたい「札」であった。それが狩野口では廃止されたのであるから新規参入，小規模零細農家は荒海に飛げ出されたも同然であった。ここに地元仲買人の活動する場があったのである。

大見口筏場で次の話を数人の古老から聞いている。筏場の山葵栽培後発者は明治20年頃から多く湯ヶ島へ出作りしていた。明治26年「山葵澤名寄台帳」によれば，大見口農家の狩野口への出作りは戸数28戸，面積2町1反8畝3歩であった。「大正末か昭和初期の頃，収穫した山葵を湯ヶ島（仲買人）で売って帰ろうとしたが，余りにも安いので，重い籠を背負い，国士峠を越え，暗くなって帰ってきた」。この話は「問屋へ直接送ること」，「出荷札をつけて出すことが高値で売れること」を示している。

大見山葵業組合は後発・小規模零細農家を擁護する役割も果していたのである。内海一雄「ワサビ・栽培から収益まで」（昭和3年）は，大見山葵業組合について，「出荷業務だけ」の活動しかしていないという評価を下しているのであるが，これは荷札焼印出荷体制の認識に欠けた評価であるといえよう。

V　あとがき

今日まで，伊豆天城山葵の生産構造（いかなる仕組みの中で生産されてきたか，生産されているか），出荷体制は全く明らかにされていなかった。

本稿では，出荷体制の一端とそれにまつわる問題に先鞭をつけたと考えている。まず「荷札焼印」の存在を掘り起したことである。そして，その意義と役割を明らかにし，それが幕府のいわゆる産地指定という「お墨付き」をえ，つまり荷札焼印は銘柄品であることの証明であり，高価格の保証となることを明らかにした。そして荷札焼印を核として機能集団が形成され，それが江戸商人（問屋）と交渉し，直接取引をしたこと。このことが産地仲買人の発生をゆるさず（中間搾取の排除），農民の収益を高めたこと。そして主産地形成に大きくあずかっているとみられること。荷札焼印出荷体制には，このような積極面があったが，荷札焼印の魔法性で述べたように極めて不合理な側面をもつという二面性を明らかにした。また荷札焼印の支配管理主体の違いが，同じ機能集団でも性格を異にし，それが後代に大きい変化をもたし，その中で農民の置かれた立場の差異も指摘した。

「追記」

本稿では古文書の本文を全面的に出したり，文中にはさむことはしなかった。紙数があまりにも多くなること，読みづらくなることを懸念してのことである。せめて古文書の表題だけはできるだけ「注」として示そうとしたが，それもかなり割愛した。

注

1) 酉水孜郎「天城の山葵沢一二三の調査報告一」地理学評論 9—3，1933。
江口旻「静岡県中伊豆のワサビ」，『地域と産業』，文化書房博文社 1987。

2) 静岡県農地部「静岡県農地制度改革誌」，昭和 31
若林淳之「近世伊豆天城山麓の山葵業—山葵業理解への一二の資料報告」，地方史研究 2 号，1953。
遠藤安太郎「山葵栽培書」，明治 44。
片山茂樹監修「伊豆林政史」，東京営林局，昭 39
橋本敬之「近世天城山狩野口における山葵生産」，伊豆の郷土研究第 14 集，1989。

3) 静岡県教育委員会「原保の民俗」，昭 62。

4) 宇田博司「天城のわさび」，『天城の史話と伝説』，天城湯ヶ島町教育委員会，1982。

5) 「荷札焼印」にふれているのは次の 2 つだけである。
①宇田博司前掲論文は荷札焼印を「荷札」や「焼印」と分ち書きし，荷札焼印のもつ意味，役割にまでは至っていない。②拙稿「伊豆天城の山葵業における『山葵仲間』について」(法政地理第 21 号，1993) で「荷物焼印」に言及している。しかし全く不十分なものであった。

6) 文化 4 年 (1807)「天城山山葵植附取極書印帳」(現中伊豆町) では『荷物焼印』，文化 9 年 (1812)「為取替申内済證文之事」(現天城湯ヶ島町) では『荷札焼印』となっているが，全く同種類のものである。それ故，本稿では『荷札焼印』に統一している。

7) 中伊豆町の農家はすべて問屋 (青果会社) と取引しているし，天城湯ヶ島町では，今日，農協扱いになっているが，出荷に際して問屋 (青果会社) を指名することができる。

8) この古文書は筆者が地蔵堂浅田豪氏所蔵文書の中から見出したものである。主要な取り決め 7 項目のうち 4 つが荷札焼印についてである。

9) 当時の銀 1 匁≒1/60 両。

10) この古文書は湯ヶ島村と市山村・門野原村との間の山葵沢・山葵栽培に関する争いの決着証文である。そのためであろうか①の記載はない。また各項目も文中から拾い集めたものである。

11) 太田杏村「神田青物市場の沿革」，風俗画報 176 号，明治 31 年 11 月 10 日東京堂出版。

12) 神田市場協会「神田市場史・上」，1968。

13) 前記「神田青物市場の沿革」によると幕府の産地指定は次のようである。「御買上品の中産地の定めのあるもの左の如し。長芋，百合の根は武州鴻の巣最寄，日光街道。蓮根は赤阪溜池，不忍池，下総猿島岡田二郡内，武州越谷，草加。慈姑は武州川口，岩槻在，大門。薩摩芋は武州川越領，下総千葉，同検見川。菜は東葛飾領。独活は高井戸練馬。筍は目黒，戸越，稲毛。山椒は千住在。防風新生姜は千住在木曽合最寄。蕗菜は常陸牛久沼。蕨は船橋，検見川，青梅在。山葵は伊豆地蔵堂村最寄。根芋は雑司ケ谷，大塚，早稲田。細根大根，紫蘇蓼の類は千住在。大根は王子，練馬，品川大井村。牛蒡は千住，王子。里芋は練馬。玉子は常陸，下総。」

14) 「慶長 3 年 (1598)，駿河国安倍郡大河内村有東木で望月某が同地に自生していたものをとり，栽培した」(「日本名産事典」，東洋経済新報社)。

15) 宝永 2 年 10 月 6 日 (1705)「覚・山葵田水争落着」。氷川・田草川隆所蔵文書。

16) 寛文 12 年 (1672) に幕府による「走り物の制限」が出されているが，この中に山葵がはいっている。

17) 前出「神田青物市場の沿革」によると，「神田市場…営業せしは…貞享 3 年 4 月なり。又徳川家の仰付け

られしは正徳4年2月なり，享保10年には…独活，蕨，山葵…思い思いの品専売す」とある。この時点で神田多町，蓮雀町などに94軒の青物問屋が集まっていたのであった。

18）片山茂樹監修「伊豆林政史」によれば「各村に山葵仲間が結成され，…生産，運搬，販売等についても重要な役割をはたし，江戸商人との交渉も仲間として行っていた」とある。

19）しかし，大見口でも明治4〜6年，昭和20〜22年というような混乱期には少しばかり仲買がみられるが，やがて消滅している。

20）佐藤信淵「草木六部耕種法」（天保3年・1832）に「今夫れ江戸にて用ふる所の葬菜（わさび）の根は大抵伊豆国天城山の北陰なる湯ヶ島村と駿河国富士郡天間村の谷川より産するもの多し」と述べている。

21）文化4年（1807）8月20日「天城山御林内山葵植附場所高割平均割合帳」。

22）「八ケ村組合」といっても実体は村役人及び上層部の百姓であった。

23）文化13年（1816）「天城山大見口地蔵堂村山葵一件用留」によると各村の開発人は次のようである。筏場村12人，貴僧坊村6人，姫之湯村9人，原保村20人，菅引村10人，中原戸村19人，戸倉野村14人，地蔵堂村決めず。

24）1篭の重量は6貫目とみられる。

25）札料支払滞納やきまりを破った者からは八ケ村組合が山葵沢を取り上げることになっていた。

26）中伊豆町の古老の話。

27）片山茂樹監修「伊豆林政史」（前出2）

28）2〜3の事例をあげる。①慶応3年，湯ヶ島村長野組の水沢郷沢，20ケ年季借地料112両2分，1ケ年5両2分2朱，②明治44年「山葵栽培書」（前出2）によると営林署からの借地料1反歩2円，又借り借地料（小作料）1反歩77円80銭。③歩合借りの取り分，地主6，小作4は普通で，7：3もあったといわれる。

29）年季証文の中には，借地料として「開発のための費用」と書かれているものもある。それは当然の費用として合理性をもつ。しかし生産力の高い山葵沢の借地料が高く，それの低い山葵沢が低いことからこれを「地代」とみることは正しいであろう。

30）天城山の山葵沢面積当りの借地料（役所への支払）は明治以降にはじまった。

31）この時の名主は大滝組の弥左衛門。

32）文化9申年閏8月吉日「天城山狩野口山葵植附場所御見分御案内絵図面」より整理集計。

33）前出注19）や明治6〜7年の「荷札焼印」の不正使用（同じ札を数回使用）。

34）明治15年（1882）「官林天城山山葵澤規約書」によって組織の引き締めをみることができる。

35）「大見山葵業組合」（明治23年設立）はわが国最初の山葵業組合。組合規約は極めてきめの細かいものである。「中伊豆町山葵組合百年史」（平成2年）参照。

36）明治になって，山葵沢の面積に借地料が課せられるようになり，山葵沢の生産力格差が極めて大きいことから不平等が生じた。その不平等を調整する必要が生じたため。

37）大正末期から昭和初期にかけて金鉱山業者が多数入り込み，金の試掘・採掘を各所で実施し，山葵栽培に被害をもたらした。

38）明治17年，湯ヶ島村を含む7ケ村連合役場が門野原村に置かれ，明治22年，これらが合併して上狩野村となったが，湯ヶ島を一方の極として，これらの村々が絶えず争いを繰り返してきたからである。

39）天城湯ヶ島町教育委員会所蔵。

40）天城湯ヶ島町長野，浅田家所蔵。

41）湯ヶ島村の戸長…明治5〜17年まで。それ以降は7ケ村戸長役場が門野原村に置かれた。

42）「豆海丸」は　伊豆と東京間を運行した100トン足らずの最初の蒸汽船である。山葵の送り先は神田連尺（雀）町いせや長助殿。江戸時代からの著名な青物問屋である。

43）「水沢郷沢」は現在，「三ツ沢郷沢」と呼ばれている。

44）嘉永3年戊11月吉日（1850）「組山葵仕切人足帳・三左衛門」。「組山葵」とは，金山組の郷沢のことである。なお，金山組の郷沢は明治15年時点ではなくなってたいた。

45）「山崎屋」は旅篭屋としても栄えていたという話が残っている。現在，同家は残っていない。

46）万延2年酉正月吉日（1861）「金銀出入帳」

47）7ケ村とは，湯ヶ島，市山，門野原，吉奈，月ケ瀬，田沢，矢能の各村。

48）天城湯ヶ島町教育委員会「天城の地名」，平成2年。

49）この点では，大見口も同じである。しかし大見口では内部要因から組織強化を迫られていた。今日の山葵沢の分布状況をみると，狩野口が各所に小面積で分散しているのに対し，大見口では団地化し，数ケ所に集中している。ここに到る過程には，また団地化終了後も，新規の山葵沢開発や改造工事がすぐに他家の山葵沢に影響してきた。とくに利水・排水のしきたり・慣行は複雑で，しかも山葵沢が団地化しているため関係農家が多く，トラブルも多かった。大見口では山葵組合から営林署へ提出した新規開発願書に「隣地保証

人」の開発承諾の署名がある。明治・大正期に山葵業組合長，同役員をした地蔵堂の山下久二氏の日記にトラブル解決のことがしばしば出てくる。大見口では明治10年代後半から20年代にかけて国有地の下流部に位置する村有地内に山葵沢が開発され，新規参入者がふえていった。それらに対しても利水・排水問題の調整やトラブルの解決が必要であった。

50) 明治15年「伊豆国天城官林狩野口山葵澤一筆限地□帳」より集計。

追補（文化4年の古文書解続文，縦書)。

「文化四卯年八月
天城山山葵植附取極書印帳」(表紙)

天城山山葵植附取極之事
一山葵植付之義第一御制木大切ニ相守并ニ下木雑木用水等差障無之様可致事
一御運上ハ荷物壱篭ニ付銀1匁ニ相究作人共より一村限り村役人江請取之年番江相納年番より御運上納并ニ雑用等差引過金有之候ハハ八ケ村江割返し可申候事
一荷物焼印年番より取之焼印無之荷物脇売等致間鋪候萬一隠荷有の候ハハ其節之時宜ニ随ひ相計リ可申事
一山葵植付場所之儀是迄場所見立置候ても八ケ村江一統ニ割合可申候事
一御林并ニ山葵之儀ニ付萬一不埒之もの有之候ハハ作付之場所取上以来御林江役人連之外立為入申間鋪候右之趣之儀ニ付入用相懸り候ても当人より差出可申事
一山葵盗取候もの見付候ハハ村々一同隠不置早速年番江相届前文之通取計可申候事
一山葵取計方壱ケ年弐ケ村宛年番ニ相勤順番ニ焼印相渡可申事

右之通八ケ村立会相談之上取極申所仍而如件
文化四年
卯八月二八日
菅引村
山守
名主　三郎兵衛
与頭　与惣兵衛
百姓代　茂兵衛
…以下7ケ村の村方三役の名前省略…
此帳面焼印一同当年江順ニ相渡様取極候事